

2008 6月以降用

実用新案 ご案内

SUGAWARA PATENT & TRADE MARK OFFICE

菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 OSビル
電話 042-625-0838(代) FAX042-625-0628
URL <http://homepage2.nifty.com/ospat/>
E-mail ospat@nifty.com

特許・実用新案・意匠・商標・サービスマーク・知財法務（申請 届出 契約）
相談・調査・国際出願・審判・鑑定・訴訟代理
業務時間：AM10:00～PM17:00 土・日・祝日休み 相談予約制

実用新案の事務代理のご案内を申し上げます。

実用新案関係事務は、性質上結果を得るまで時間を要するなどの特徴のある手続きです。

ご覧戴き、手続指示書に適宜ご記入の上、所定の明細書原案（考案の説明書）や図面、委任状、費用を添えてご依頼下さい。

費用は、出願時費用と、許可後に成功報酬と権利を維持する設定と年金登録料になります。

実際の費用は、内容（件数や区分）により、お見積りの上、合意でお決め致します。

最も低廉な費用で、業務品質を最善にすることを目指しています。

今回の特別なお見積	《ご出願から1実用新案権3年間権利維持全費用》			
¥307,125円	出願	中間	許可時	総額《消費税含む》
	301,875円	+ 実費	+ 5,250円	= ¥307,125円
	(弁理士手数料と、特許庁に支払う出願印紙 14000円、3年分登録料 7,800円等を含む費用です。)			

又、執務順番は、事件毎に、着手金を受けるか受任致しました順に準備や作成に執りかかりますので、相応の期間を戴きますことをご容赦下さい。

実用新案登録出願後に、控書と請求書を、メール送信又は郵送いたします。

ご依頼の手順

ご依頼は、お電話その他形式はありませんが、できればFAX（書面）で御願いたします。

ご相談や調査や出願のご指示は添付の手続指示書をご利用下さい。

例えば調査や実用新案登録出願ご依頼の場合は、手続指示書をFAXで送信して下さい準備致します。

ご出願の場合は、手続指示書をFAXで送信しその後委任状を郵送でお送り下さいますようお願いいたします。

添付書類

「手続指示書」（ご指示をご記入の上FAX又は郵送を御願します）

1通

「委任状（実用新案）」（ご出願依頼の節はご署名御捺印してご返送下さい）

1通



平成 年 月 日

手 続 指 示 書

菅原特許商標事務所

弁理士：菅 原 修 行

FAX042-625-0628 TEL042-625-0838

ご発信者 _____ ㊞

次の指示を致します。

- ① 下記の○印の手続きしてください
調査 ○ 実用新案出願

考案者は次の通りです。

ご住所：

ご氏名

出願人は次の通りです

ご住所

ご名称又は氏名

内容は、別紙の通りです。

- ②費用について

調査費用として、¥ _____ 円は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日までにお振込みいたします。

実用新案出願時費用として、¥ _____ 円は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに

お振込みいたします。 その他 (_____)

ご意見・ご希望

調査について

考案は、まず先願調査をして、ある程度の見込みを判断してから出願することをお勧めします。

調査は、データベースを使用する最新技術の調査ですが、全期間・全世界的調査ではありません。

実用新案出願の場合；方式審査のみで約6ヶ月以内に登録され実用新案登録証が交付されます。

出願から10年間（2005年4月以降出願）の権利です。権利侵害の疑いがある類似品がでてきたとき等には、権利主張をする前に特許庁に技術評価の請求をしてその結果で主張するかどうかを決めることとなります。すぐに登録番号が必要とか、製品自体に流行性があるとか、通常の製品は6年間位がライフサイクルですのでこれで十分である場合とか、特許出願と平行に行うとかの場合に活用できます。

整理番号

委 任 状

(年) 平成 年 月 日

私議、今般識別番号100075926弁理士菅 原 修氏

識別番号 弁理士 氏

識別番号 弁護士 氏

を以って、代理人として下記事項を委任します。

記**1、実用新案登録願**

に関する一切の件。

2、上記に関し行政不服審査法に基づく諸手続を為すこと。

3、上記を処理するため復代理人を選任及び解任すること。

特許庁付与の識別番号

郵便番号

住所又は居所

名称又は氏名

代表者

印

電話

F A X

E メールアドレス

上欄事項に関し署名捺印して委任するにあたり、次のことを確認了承致しました。

住所、名称、氏名、電話等に変更が生じた場合は連絡をすること。

代理は出願又は事件が確定するまでの期間であること。

費用は合意に基づき、原則着手金の受領で着手し、中間費用やその他の諸費用は特許事務標準額説明書によること。